二　（略）

三　運用の方法が令第十五条第一項の表の三の項ヌ、ル、ヲ、ナ、ヰ又はノに掲げる方法である場合にあっては、当該受益証券が投資信託約款（投資信託及び投資法人に関する法律第四条第一項又は第四十九条第一項に規定する投資信託約款をいう。）の規定により信託契約期間を変更して償還されたこと。

（運用の方法の除外に係る公告）

第二十条の三　法第二十六条第四項の規定による公告は、官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（加入者等への通知事項）

第二十一条　法第二十七条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～十　（略）

十一　法第二十五条第一項の規定による運用の指図が行われていない個人別管理資産がある場合にあっては、今期日及び前期日における運用の指図が行われていない個人別管理資産の額並びに同項の規定により運用の指図を行うことが可能である旨

十二　指定運用方法が提示されている場合にあっては、法第二十五条の二第二項の事項及び当該指定運用方法を運用の方法とする運用の指図を行ったものとみなされた場合に当該運用の指図を行ったものとみなされた企業型年金加入者又は企業型年金加入者であった者がその運用から生ずる利益及び損失について責任を負うものである旨

十三　指定運用方法を運用の方法とする運用の指図を行ったものとみなされている場合にあっては、当該運用の指図を行ったものとみなされた年月日、法第二十五条第一項の規定により運用の指図を行うことが可能である旨及び指定運用方法の運用の方法に係る第二号に掲げる額に、指定運用方法に充てられた額が含まれる可能性がある旨

2～6　（略）

（運営管理業務に関する帳簿書類の作成及び保存）

第二十六条　記録関連業務を行う事業主が作成する法第四十九条の帳簿書類は、次に掲げる書面を含むものとする。

一～三　（略）

四　法第八十条第四項又は第八十三条第二項の規定により個人別管理資産が移換された者に通知した内容を記録した書面

五～九　（略）

2　運用関連業務を行う事業主が作成する法第四十九条の帳簿書類は、次に掲げる書面を含むものとする。

一　法第二十三条第一項の規定により企業型年金加入者等に提示した運用の方法の内容及び令第十二条の規定により企業型年金加入者等に提示した運用の方法を選定した理由を記録した書面

一の二　法第二十三条の二第一項の規定により指定運用方法を提示した場合にあっては、企業型年金加入者に提示した指定運用方法の内容及びその選定した理由を記録した書面

二　（略）

二の二　法第二十三条の二第一項の規定により指定運用方法を提示した場合にあっては、法第二十四条の二の規定により企業型年金加入者に提示した指定運用方法に係る情報の提供の内容を記録した書面

二　（略）

三　運用の方法が令第十五条第一項第三号ヌ、ソ又はナ（外国投資証券を除く。）に掲げる方法である場合にあっては、当該受益証券が投資信託約款（投資信託及び投資法人に関する法律第四条第一項又は第四十九条第一項に規定する投資信託約款をいう。）の規定により信託契約期間を変更して償還されたこと。

（新設）

（加入者等への通知事項等）

第二十一条　法第二十七条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～十　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

2～6　（略）

（運営管理業務に関する帳簿書類の作成及び保存）

第二十六条　記録関連業務を行う事業主が作成する法第四十九条の帳簿書類は、次に掲げる書面を含むものとする。

一～三　（略）

四　法第八十条第三項又は法第八十三条第二項の規定により個人別管理資産が移換された者に通知した内容を記録した書面

五～九　（略）

2　運用関連業務を行う事業主が作成する法第四十九条の帳簿書類は、次に掲げる書面を含むものとする。

一　法第二十三条第一項の規定により企業型年金加入者等に提示した運用の方法の内容及び令第十二条第二項の規定により企業型年金加入者等に提示した運用の方法を選定した理由を記録した書面

（新設）

二　（略）

（新設）